

<前文>

私たちのまち富士市は、森林資源や地下水などの豊かな富士山の恵みによって発展を遂げてきた。この豊かな恵みを次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

また、世界遺産への登録を機に、富士山の玄関口に位置するまちとして、国内はもとより世界中から訪れる多くの人々に快適な時間を過ごしてもらえる生活環境を整備していくことが必要となっている。

私たちが富士山の価値について再認識し、自らのまちに愛着を持ち、快適な生活環境を保全し、及び創造することで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築くことは、富士市が全国に誇ることができるまちとして発展していくための基盤となるものである。

このような認識に基づき、私たちは、その責務を自覚し、快適な生活環境の保全に係る規範意識を自ら高め、周囲の人々を思いやる心を育むとともに、相互の理解と連携の下、協働して誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、この条例の制定の趣旨と背景、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進の方向性、制定に当たっての決意等について触れています。

本市が恩恵を受けてきた富士山の恵みを次世代へ引き継いでいくことの必要性について、また、富士山の世界遺産登録に伴い、その玄関口に位置するまちとして、本市を訪れる方々に快適な時間を過ごしてもらえる生活環境の整備が必要となっていることについて触れています。

富士山の価値を私たち自身が再認識し、自らのまちに愛着を持ち、自発的に魅力に満ちた美しいまちを築くことは、本市が全国に誇ることができるまちとして発展していく基盤となるものであるという認識に基づき、快適な生活環境の保全に係るモラル・マナー意識を自ら高め、市、市民、事業者、来訪者がそれぞれの責務を認識し、協働して誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進することを決意し、条例を制定することとしました。

(目的)

第1条 この条例は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び来訪者の果たすべき責務を明らかにするとともに、快適な生活環境を保全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、条例の制定の目的について定めています。

この条例を制定する目的は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちを実現することにあります。基本理念を定め、市、市民、事業者及び来訪者の責務を明らかにするとともに、快適な生活環境を保

全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 来訪者 市内を訪れる者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、紙くず、飲食物等のくずその他これらに類する物又は飲食物等の缶、瓶その他の容器をいう。
- (5) 飼い犬等 自己が所有し、占有し、又は管理する犬又は猫をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。

【解説】

第2条は、この条例中の用語について、その意味を定めています。

第1号の市民については、快適な生活環境に影響を与えるのは市内に住んでいる人だけではないことから、本市に住んでいる人、本市にある事業所に勤めている人、本市にある学校に通っている人と定めています。

第2号の事業者については、法人、個人事業主などの事業形態や製造業、農業などの事業内容の別を問わず、市内で事業活動を行うものと定めています。また、営利を目的として事業を営む者に限らず、公益事業を営むものも含まれます。

第3号の来訪者については、旅行などの目的で本市に滞在する人又は旅行の途中などで本市を通過する人と定めています。

第4号の吸い殻、空き缶等については、たばこの吸い殻、紙くず、飲食物等のくずその他これらに類する物又は飲食物等の缶、瓶その他の容器と定め、その中身も含めて、一般にごみのポイ捨ての対象となり得るものを指します。

第5号の飼い犬等については、自己が所有し、占有し、又は管理する犬又は猫のことと定め、飼い犬、飼い猫だけではなく、一時的に預かっている場合や業務目的で管理している場合も含まれます。

第6号の喫煙については、たばこを吸うことだけではなく、火のついたたばこを所持することも含まれます。

第7号の公共の場所については、道路、公園、広場などで、公共の用に供する屋外の場所を指します。

(基本理念)

第3条 誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 市民及び事業者が快適な生活環境の保全に係る誇るべき規範意識を身に付けること。
- (2) 市民及び事業者が本市に愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育むこと。
- (3) 市、市民、事業者及び来訪者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下、協働して行うこと。

【解説】

第3条は、基本理念を定めています。

基本理念は、市、市民、事業者及び来訪者がそれぞれの責務を受け、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを進めていく際の基本的な考え方を示すものです。

第1号では、市民及び事業者が誇ることができるモラル・マナー意識を身に付けることを基本理念として定めています。

第2号では、市民及び事業者が本市に愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育むことを定めています。

第3号では、市、市民、事業者及び来訪者が、それぞれの役割に応じて、相互の理解と連携の下、協働して行うことを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、快適な生活環境の保全及び創造に係る啓発、支援その他の誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第4条は、市の責務について定めています。市は、基本理念にのっとり、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するために、施策を講ずることを定めており、啓発事業や市民、事業者が自発的に行う取組を実現するための支援策を講ずるものとするを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自己が在住し、在勤し、又は在学する地域の日常的な美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第5条は、市民の責務について定めています。自宅周辺、勤務地周辺又は在学する地域周辺の美化に日常的に努めるとともに、快適な生活環境の保全及び創造に自ら努めるものとするを定めています。また、市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとするについても定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行う地域の日常的な美化並びに快適な生活環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、事業者の責務について定めています。誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進を図るため、事業活動を行う地域で日常的に美化活動に努めるとともに、快適な生活環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう自ら努めることを定めています。

また、事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとするについても定めています。

(来訪者の責務)

第7条 来訪者は、基本理念にのっとり、快適な生活環境の保全に努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条は、来訪者の責務について定めています。来訪者は、快適な生活環境を保全するよう努めるとともに、市が実施する施策へ協力するよう努めるものとするを求めています。

(吸い殻、空き缶等の投棄の禁止)

第8条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において吸い殻、空き缶等を投棄してはならない。

【解説】

第8条は、快適な生活環境を保全するため、何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、吸い殻、空き缶等を投棄してはならないことを定めています。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において飼い犬等のふんを放置してはならない。

【解説】

第9条は、快適な生活環境を保全するため、何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地に飼い犬等を連れ出す際などに生ずるふんを放置してはならないことを定めています。

(喫煙をする際の配慮等)

第10条 何人も、公共の場所において喫煙をする際は、他人の身体又は財産に影響又は被害を与えないように配慮しなければならない。

2 何人も、公共の場所において歩行中又は自転車乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。

3 何人も、公共の場所において喫煙をする際は、灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を利用し、又はたばこの吸い殻を入れることを目的とした専用の携帯用容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

【解説】

第10条は、喫煙をする際の配慮事項として、第1項では、何人も、公共の場所において喫煙する際は、受動喫煙や他人の財産に影響又は被害を与えないように配慮しなければならないことを定めています。

第2項は、公共の場所において歩行中又は自転車乗車中に喫煙をすることは、他人の身体や財産に影響を与える可能性が高いことに加え、ポイ捨て行為や火災の原因となりうることから、何人も、公共の場所で歩行中又は自転車乗車中に喫煙をしないよう努めなければならないことを定めています。

第3項は、何人も、公共の場所において喫煙する際には、喫煙所や灰皿などの設備が設けられた場所を利用すること又は専用の携帯用容器を携行し、これを使用するよう努めなければならないことを定めています。

(回収容器の設置等)

第11条 吸い殻、空き缶等の投棄の原因となるおそれのある物の販売を行うもの（自動販売機の設置者を含む。）は、その回収容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

【解説】

第11条は、自動販売機の設置者を含め、吸い殻、空き缶等の投棄の原因となるおそれのある物を販売するものは、回収容器を設置するよう努め、また、設置した回収容器を適正に管理するよう努めなければならないことを定めています。

(美化推進重点区域の指定等)

第12条 市長は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを特に推進する必要があると認める公共の場所を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間を定めて行うことができる。

3 地域の美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら取り組む団体は、第1項に規定する重点区域の指定を申し出ることができる。

4 市長は、重点区域を指定しようとするとき（前項の規定による申出に基づき指定しようとするときを除く。）は、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、指定した重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。
- 6 市長は、重点区域を指定し、若しくは変更し、又は重点区域の指定を解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第12条は、美化推進重点区域の指定等について定めています。

市長は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを特に推進する必要があると認める公共の場所を、美化推進重点区域として指定することができることを定めており、指定に当たっての手續、美化推進重点区域の変更、指定の解除等について定めています。

また、美化活動が必要であると認められる場合のほか、市民の環境美化に対する自発的な活動を活性化する手段として、第3項において、地域の美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら取り組む団体が重点区域の指定を申し出ることができることを定めています。

(重点区域における施策の実施)

第13条 市長は、重点区域において、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に係る施策を重点的に実施するものとする。

- 2 市長は、重点区域において、市民、事業者、関係機関及び関係団体が、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するための活動を行うときは、この活動を支援することができる。

【解説】

第13条は、第12条の指定を受けた重点区域における施策の実施について定めています。

第1項では、市長が重点区域において施策を重点的に実施することについて定めています。

第2項では、市長が重点区域において、市民、事業者、関係機関及び関係団体が誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するために行う活動に対して支援することができることについて定めています。

(指導又は勧告)

第14条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

【解説】

第14条は、市長が公共の場所等において禁止行為として定める「吸い殻、空き缶等の投棄」又は「飼い犬等のふんの放置」を行ったものに対し、指導又は勧告ができることを定めています。

この条例においては、指導は口頭により行い、勧告は勧告書の交付により行います。

指導及び勧告は、違反の内容、経過等により使い分けていくこととなります。

(措置命令)

第15条 市長は、違反者が前条の指導又は勧告に従わないときは、当該違反者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

【解説】

第15条は、第14条に定める指導又は勧告に従わない場合に、市長が違反者に対して、必要な措置を執るべきことを命ずることができることを定めています。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定による措置命令に従わなかった違反者について、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項の違反者に対し、意見等を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

第16条は、市長が第15条に規定する措置命令に従わない違反者の氏名や違反行為を公表することができることを規定しています。

この条例の目的を達成するためには、指導、勧告を経て、措置命令にも従わない違反者には、その事実を公表することができることを定めています。

第2項においては、市長が公表をする際にあらかじめ、違反者に意見等を述べる機会を与えなければならないことを定めています。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第14条及び第15条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説】

第17条は、第14条及び第15条の規定に基づく権限の行使を命ぜられた職員が身分証明書を携帯し、請求があった場合は、提示しなければならないことを定めています。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第18条は、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で規定することを定めています。

この条例は、平成28年6月1日から施行します。